

議案第83号

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第125条の2」を「第125条の5」に、「第125条の3」を「第125条の6」に、「第164条」を「から第164条まで」に、「第173条」を「から第173条まで」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条の2 法第41条の2第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準第43条の2から第43条の4まで、第93条の2から第93条の5まで、第125条の2から第125条の4まで、第162条の2から第162条の4まで及び第171条の2から第171条の4までに定めるとおりとする。

第5条中「第44条」を「第43条の2」に、「第94条」を「第93条の2」に、「第125条の3」を「から第125条の6まで」に、「第163条、第164条」を「第162条の2から第164条まで」に、「第172条、第173条」を「第171条の2から第173条まで」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例（抄）

（基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第3条 法第30条第1項第2号イの条例で定める事項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第44条から第48条まで、第94条から第95条まで、第125条の2、第125条の3、第163条、第164条まで、第125条の5 第125条の6 から
で、第172条、第173条まで、第203条から第206条まで及び第219条から第223条まで並びに附
から

則に定めるとおりとする。

（法第36条第3項第1号の条例で定める者等）

第4条 省 略

（共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条の2 法第41条の2第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準第43条の2から第43条の4まで、第93条の2から第93条の5まで、第125条の2から第125条の4まで、第162条の2から第162条の4まで及び第171条の2から第171条の4までに定めるとおりとする。

（指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第5条 法第43条第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準（第44条 から第48条 第43条の2
まで、第94条 から第95条まで、第125条の2、第125条の3 、第163条、第164
第93条の2 から第125条の6まで 第162条の2 から
条まで、第172条、第173条まで、第203条から第206条まで及び第219条から第223条まで
第171条の2 から

を除く。）及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第3条から第5条までに定めるところによる。